

第24回 地方分権改革有識者会議
第37回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催場所：平成28年3月16日（水）10：00～12：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野 直彦座長（司会）、小早川 光郎座長代理、市川 晃議員、勢一 智子議員、谷口 尚子議員、戸田 善規議員、平井 伸治議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋 滋部会長、伊藤 正次構成員、大橋 洋一構成員、小早川光郎構成員、勢一 智子構成員、野口貴公美構成員

（小早川光郎構成員と勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕伊藤 達也大臣補佐官、松山 健士内閣府事務次官、石原 一彦内閣府審議官、池田 憲治内閣府地方分権改革推進室次長、三宅 俊光内閣府地方分権改革推進室次長

議事

- （1）平成27年の地方からの提案等に関する対応方針等について
 - （2）平成28年の提案募集の実施について
 - （3）その他
-

（神野座長） それでは、定刻でございますので、ただいまから第24回「地方分権改革有識者会議」と第37回「提案募集検討専門部会」の合同会議を開催いたします。

委員の皆様方には、年度末の大変お忙しい中を、かつ冬の扉がもう一回開いたような寒さの折に御参集いただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、有識者会議の後藤議員、森議員は所用のため御欠席とのことでございます。内閣府の政務の皆様方におかれましては、御案内のとおり、国会の関係がございますので、現在のところお越しいただいておりますけれども、後ほど伊藤補佐官がお見えいただけるということでございます。

それでは、会議の開催に当たりまして、大変御多用中のところを松山事務次官に御臨席いただいておりますので、事務次官から御挨拶をいただければと思います。よろしく願いいたします。

（松山内閣府事務次官） 内閣府事務次官の松山でございます。

今、座長からお話いただきましたように、今日は国会の関係で政務が欠席いたしております。私から御挨拶を申し上げさせていただきます。

神野座長、それから高橋部会長を初め、本会議の議員、構成員の皆様方には、日ごろから地方分権改革のために大変な御尽力を頂戴いたしております。そのことにまず感謝を申し上げます。

本日、議員の方が交代をされました。愛媛県の松前町長の白石議員が町長を退任されることに伴いまして、本日、兵庫県多可町長の戸田議員に御就任をいただいたということでございます。戸田議員におかれましては、町村のお立場から積極的に御提言を頂戴できればと存じます。よろしく願いいたします。

本日の会議では、平成27年の提案募集の取組を総括していただき、それを踏まえまして、平成28年の提案募集の進め方について御議論をいただく予定でございます。平成28年の提案募集が建設的で、さらに充実した成果につながりますよう、本日も活発な御議論を頂戴できればと存じます。よろしく願いいたします。

(神野座長) ありがとうございます。

ただいま松山事務次官から御紹介がございましたように、新たに御就任いただきました議員の方を御紹介させていただきます。

白石勝也議員は、愛媛県松前町の町長でいらっしゃったのですが、御退任されました。そのことに伴いまして、本会議の議員を退任されていらっしゃいます。そこで、このたび、戸田善規兵庫県多可町長が本会議の議員に就任されましたので、御紹介させていただくと同時に、戸田議員から御挨拶をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(戸田議員) 皆さん、おはようございます。白石町長御退任ということで、今回から就任させていただきました兵庫県多可町長の戸田善規と申します。ビッグネームの先生方ばかりでございまして、緊張もいたしておりますし、恐縮に存じております。

私のところの町でありますけれども、ちょうど兵庫県の真ん中辺に位置します。平成の大合併により、3町が合併をした町でありまして、ちょうど10年になります。人口が2万2,000人。中山間の典型的な町でございます。酒米の山田錦の発祥の里、そして敬老の日の発祥の町でもございます。際立った個性も持っております。ただ、全国同様に人口が減っているという状況で、創生の課題にどう立ち向かうかというのが一番大きな課題でございます。

最近というのはスピードが求められているような気がします。そうしますと、決定権限が近いところにあるほうがありがたいという思いの中で、積極的な議論に参加させていただきたいと思っております。

どうぞよろしく御指導いただきますようお願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、最初に配付資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の議事次第、配付資料の一覧がお手元にあるかと思います。その次に座席図、地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会の名簿がそれぞれございます。

本体の資料でございますけれども、資料1が平成27年の地方からの提案等に関する対応

方針でございまして、資料 1-1 が概要、資料 1-2 が対応方針の本体でございまして。

資料 2 が、第 6 次地方分権一括法案の概要。

資料 3 が、平成 26 年対応方針のフォローアップの状況。

資料 4 が、「平成 27 年の提案募集の取組の総括」。

資料 5 が、「平成 28 年の提案募集の実施について（案）」でございまして。

最後に、参考資料といたしまして、「平成 27 年関係府省における予算編成過程での検討を求めるとした提案の措置状況」がございまして。

お手元の資料を御確認いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。本日は、議事次第を御覧いただければと思いますが、1 つは「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針等について」と、もう一つが「平成 28 年の提案募集の実施について」という 2 つの議事、その他を含めて 3 つでございまして。

それでは、まず第 1 の議事、「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針等について」の審議を頂戴したいと思っておりますので、事務局から資料 1-1 ～資料 3 及び参考資料につきまして御説明をいただければと思います。よろしく願いいたします。

（三宅次長）事務局次長の三宅でございまして。今お話しいただきました資料 1 ～ 3 及び参考資料につきまして、御説明申し上げたいと存じます。

まず、資料 1-1 を御覧いただきたいと存じます。こちらは「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】」でございまして。こちらは前回、11 月 26 日のこの会議で御審議いただいた案をもとに、12 月 22 日に地方分権改革推進本部の決定を経まして閣議決定したものでございまして。

中身は、先回のとおりでございまして。けれども、「4. 主な見直し事項」につきまして、見出しだけ申し上げますと、「地方創生、人口減少対策に資するもの」、2 番として「これまでの懸案が実現に至ったもの」、3 番としまして「地域の具体的事例に基づくもの」、4 番としまして「委員会勧告方式が対象としていなかったもの」といったことで、無事閣議決定をすることができた次第でございまして。

地方分権改革推進本部の場では、総理から、地方の発意による地方のための改革をさらに押し進めるため、各大臣は強いリーダーシップを発揮し、対応方針に基づいて着実に取組を進めていただきたいという御発言、御指示をいただいているところでございまして。

資料 1-2 が、この対応方針の本体でございまして。後ほど御覧いただければと存じます。

次に、資料 2 を御覧いただきたいと存じます。こちらが第 6 次地方分権一括法案の概要でございまして。こちらは、先ほどの対応方針に沿って関係の法律の整備を行おうというものでございまして、ちょうど先週の金曜日、3 月 11 日に閣議決定をし、国会に提出をしたものでございまして。その概要について御説明申し上げます。

1枚目を御覧いただきますと、前回の会議で御説明した項目も多くございますけれども、ポイントを御説明申し上げたいと思います。まず、内容のところの右端、15法律の改正ということで、15本の法律を一括して改正したいと考えているところでございます。

Iが、「地方公共団体への事務・権限の移譲等」で、これは11法律でございます。Aが国から地方への移譲、Bが都道府県から市町村への移譲、Cが新たに権限を付与するもの、それから特別なものとしましてDが新たな雇用対策の仕組み、ハローワーク関係でございます。IIとしまして、「地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し」ということで、4法律を改正するというものでございます。

一枚おめくりいただきますと、こちらは改正する15法律ごとに見た一覧となっておりますので、御参照いただければと思います。

次に、個々の内容のポイントを御説明申し上げますと、その次の3ページでございませけれども、「新たな雇用対策の仕組み」というものでございまして、職業安定法と雇用対策法を改正しようというものでございます。

まず、最初に地方版ハローワークの創設ということで、職業安定法を改正いたしたいというものでございます。雇用対策部会で御議論いただいて、報告書をまとめていただいて、それをもとに対応方針を閣議決定し、それに基づいて、その後地方公共団体との詳細な制度設計にわたる協議も経まして、成案を得たものでございます。

1行目にありますように、地方公共団体が民間事業者とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施するというものでございます。具体的には、法律上、地方公共団体が行う事業につきまして独立した章に位置づけるということでございます。国と民間等といった大きなくくりになっておりますけれども、これを国、地方、民間といったようなことで、法律上も明確に位置づけるというものでございます。

次に、この地方公共団体が行う事業につきまして、国への届出を廃止するという。3つ目に、民間事業者と同列に課されている規制や監督を廃止するという。こうした措置によりまして、地方公共団体が自主的自律的に職業紹介事業を実施できるようになるようにしようというものでございます。

左右の表がございませけれども、改正前、改正後ということで書いてございます。国の関与、規制・監督を撤廃するという。ただ、※印にありますように、国には実施の際に通知をするということで、国において地方版のハローワークの設置状況の把握、あるいは国の支援といったものに生かそうということでございます。

その下に小さな箱がありますが、情報の関係でございませ。無料職業紹介を行う地方公共団体に対しまして、国のハローワークの有している求人・求職情報をオンラインで提供するという。これを法律上も担保しようというものでございませ。これによりまして、地方版ハローワークにおきましても、国のハローワークと同様のサービスを提供できるようになるというふうと考えているところでございませ。

その下に大きな枠がございませけれども、地方公共団体が国のハローワークを活用する

枠組みというものでございまして、こちらは雇用対策法を改正しようというものでございます。

1つ目が、国と地方公共団体は、雇用に関する施策について、協定の締結や同一施設における一体的な実施などにより連携ということで、今でも連携規定はあるのですけれども、こうした赤字のところの例示を書き込みまして、より一層の促進を図ろうというものでございます。

2行目が、労働者の職業の安定に関する必要な措置の実施につきまして、地方公共団体の長から大臣に要請が可能ということでございまして、法律上、こうした地方からの国への要請をしっかりと位置づけております。また、大臣が、この対応の要否を判断する際には、有識者の意見を聞くという規定も設けているところでございます。

以上が、新しく設ける新たな雇用対策の仕組みの概要でございます。

4ページ以降が、個々の提案に基づいた法律改正事項でございまして、4ページの最初は国から地方でございまして、最初は、食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督の件でございまして。

現在、知事等がこの食鳥検査を行っておりますけれども、こちらを民間に委託する際には、委託先の機関の指定を国がやっておりますけれども、これを知事に一元化するというところで、より効果的な食鳥検査の実施に資するというところでございます。

2番目が、法定上限を超える漁業近代化資金の貸付けに係る承認でございまして、こちらは都道府県が利子補給している場合の漁業近代化資金、漁業者さんが漁船等を購入する場合の資金などでありますけれども、この法定上限がございまして。そちらを超える場合の手続としまして大臣の承認が要るわけでありまして、こちらを知事が承認をすることで、手続の迅速化を通じまして漁業者の負担軽減ということでございます。

次のBのところ、県から市町村への権限移譲でございまして、この2点につきましては前回御説明した事項でございまして、簡単に御説明させていただきます。最初の工場の緑地面積につきましては、町村会からの提案に基づきまして、町村部について県が定めている緑地面積率につきましては、町村で行えるようにするというものでございます。

次のページの上も前回御説明しましたが、高齢者居住安定確保計画、サービス付き高齢者向け住宅等の供給目標などを定める計画でありますけれども、こちらを県が定めておりますが、市町村でも定められるようにするというところで、よりきめ細やかな高齢者向け住宅の立地の誘導等を図りたいというものでございます。

Cが公共団体等への権限の付与でございまして、1つ目が、前回御説明しましたような、港湾管理者による災害時の放置車両の移動を可能にするという災対法の改正でございまして。

次が、義務教育諸学校の医療費援助事務におけるマイナンバー制度による情報連携の範囲拡大でございまして、学校保健安全法によりまして、医療費の援助、※印がありますけれども、生活保護の要保護者である児童さんにつきまして、結膜炎等にかかった際は、学校からの治療指示を受けた場合に医療の援助が出ます。そのときにマイナンバーを使うので

すけれども、今マイナンバーとひもづけられ、連携できるのが住民票関係だけでございます。これ以外に必要な生活保護関係情報、所得の関係で地方税関係といったようなものもひもづけることによりまして、添付書類の省略、あるいは事務処理の効率化を図ろうというものでございます。

次のページが権限付与の最後でございまして、公立大学法人による長期借入金等、出資及び大学附属の学校の設置を可能にするものでございます。表にありますように、国立大学法人にはこれらが可能なわけでありましてけれども、公立大学法人には現在認められておりません。こうしたものを可能にしようというものでございます。

長期借入金につきましては、設立団体の認可を経まして可能にするというものがございまして、承認TL0と書いておりますのは、※印にありますように、技術移転促進法に基づく承認を受けた技術移転機関に対して出資をいたすということで、新産業の創出などに資するというものでございます。あと、附属の学校の設置も可能にするということで、学校と附属学校の一体的な運営に資するというような改正をしようというものでございます。

義務付け・枠付けの見直しにつきましては、以下4点ございますけれども、前回御説明したものでございます。最初のもは、地方の社会福祉審議会におきまして、調査審議できる事項に精神障害者福祉に関する事項を追加するというものでございます。これは条例で追加できるようにするものでして、自治体の判断でこの審議会における審議事項を追加できるようにするというものでございます。

次が保安林の解除に当たりまして、農林水産大臣の同意の廃止をしようというものでございます。

次のページの上のところが、公共建築物に対する定期点検の見直しでございまして、こちらは民間を超える範囲の建物につきましても、現在定期点検を行うことになっておりますけれども、その部分だけにつきましては、建築審査会の同意を得たものは除外を可能にするということで、行政の効率化や建築行政の充実に資しようというものでございます。

最後が、都道府県が策定します水質汚濁物質の総量削減計画策定に係る協議の環境大臣の同意廃止でございまして。

こうした15本の法律につきまして一括して法案化いたしまして、国会での御審議を賜るものでございます。これは法律の概要でございまして。

資料3を御覧いただきますと、こちらが平成26年の対応方針のフォローアップでございまして、全部で10項目ございます。このうち2項目が検討中、検証中でございますけれども、残りにつきましては一定の結論が得られたというものでございまして、幾つか御説明申し上げたいと存じます。

2ページ目を御覧いただきますと、これは検証実施中というものではありませんけれども、創業支援事業計画の認定の関係でございまして。右端の欄、対応状況の概要にありますように、年度ごとの認定計画の実績や進捗等について現在の制度的枠組みを含めた検証を実施中でございます。

次の3ページ目の(2)の省エネ法の立入検査の関係でございます。こちらは実施主体の変更には至りませんでしたけれども、自治体の事務、省エネ法で書いてあります教育、広報活動等の円滑な実施に資するように情報提供を行うというようなことを27年の方針で決めているということでございます。

その下の事例は、権限の移譲の結論が出ているところでございます。

4ページ目を御覧いただきますと、下の(2)でございます。介護労働者の労働管理の改善の計画でございます。こちらは、認定の廃止を含め、魅力ある職場づくりの実効性ある仕組みについて、地方の意見も踏まえて検討するというものでありましたけれども、厚労省におきまして地方の意見を聴取したところ、意見が分かれたということございまして、このため、国と県の連携強化を図る事業によって事業者コンサルティングを実施するという中で、魅力ある職場づくりに向けての効果的な取組方法を提示するなどにより、この計画の普及啓発を図ろうということになったということでございます。

最後、裏側のページを御覧いただきますと、義務付け・枠付けの見直し等のその他でございます。地方債の関係ございまして、これは届出の対象範囲の拡大をするというものでございまして、改正法案の提出をいただいているところでございます。

その下の定住自立圏につきましては、右端にありますように、本年度中に結論を得るということで議論をいただいている最中でございます。

以上が26年のフォローアップの関係でございます。

その他、参考資料というものが配付資料の最後でございます。こちらは、座長から御紹介いただきましたように、27年の提案で、関係府省におきまして予算編成過程で検討を求めた意見でございます。補助要綱等に関する規制緩和の提案ございまして、大部でございますので幾つか御説明申し上げます。

最後から2枚目、59ページを御覧いただきますと、こちらは国交省関係で、左から4つ目の箱に、小さくて恐縮でございますけれども、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和」とございます。その右側の下にありますように、地域公共交通の場合、車両の購入につきまして補助が出るわけですけれども、その車両購入費補助につきまして、5カ年の減価償却費補助から、購入時の一括補助にしてほしいということでございます。その結論としまして、次のページの表の右側に各府省の回答がございますように、1行目の大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に位置づけられた事業につきましての特例措置として、一括補助が可能となるように要綱を改正するといったような対応をいただいているところでございます。

もう一つ、少しお戻りいただきまして49ページ、こちらは対応できなかったという例でございますけれども、49ページの下の方のところ、社会資本整備総合交付金につきましての基幹事業の追加でございます。その右側にありますように、耐震シェルターにつきましてもこの事業の対象にしてほしいということでございます。

これへの対応につきましては、次のページの下の方の欄の右側をご覧ください。この事業の

目的としましては建築物の耐震性を高めることであるということが1行目に書いてございまして、こうしたことを踏まえれば、下から2つ目の○にありますように、耐震シェルターにつきましては建築物そのものの耐震性を確保するものではないということから、求めていた基幹事業には含められませんが、ただ、そういう基幹事業とともにやることによって効果を促進する事業というのを別途位置づけ、そうしたものとしての支援を行うことは適当だと考えているということで、回答をいただいているところでございます。

こうしたものを参考資料としてまとめてありますので、また後ほど御参照いただければと思います。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。三宅次長からは、今、平成27年の対応方針、それから3月11日に閣議決定した第6次の一括法案の概要について御説明をいただき、それから平成26年の対応方針のフォローアップ状況、さらに参考資料に基づいて、予算編成過程での検討を求めるとした提案の措置状況について御説明をいただいたところでございます。委員の皆様方から、ただいまの御説明について、御質問あるいは意見、コメント等々を頂戴できればと思っております。いかがでございましょうか。

どうぞ、平井議員、遠慮なさらずに。

(平井議員) 今日はこうして法案がいよいよ閣議決定をされて、国会の場へと移ったこと、本当に私ども地方団体としても感謝を申し上げたいと思います。今日お集まりいただきました神野座長、高橋部会長を初め、御関係の皆様、さらには松山事務次官、石原様を初め、事務方の皆様にも感謝を申し上げたいと思います。

本当は石破大臣がお見えになっていれば、ちょっとした事情もあったものですから、ぜひ励まさなければいけないと思っていたところでございますけれども、今日は国会の対応でお出になっていないということでございます。

特にハローワークにつきまして、今お話がございました。これは本当にこのお集まりの皆様、そして事務局の皆様大変お世話になりました。正直、大臣を初めとして政務の方々の決意がなければ動かなかったと思います。

ハローワークについては、これまでも地方団体側から幾度となくチャレンジをしてきたところでもあります。例えば、民主党政権時代にもそうしたことで私どもチャレンジをしたことがありましたけれども、当時担当していた別の知事が今でも言いますけれども、当時の総務大臣を始め、分権を唱えている人たちが全然協力的でなかったというふうに述懐してまして、そういう意味で、今回こんなに成果が出てきたことは喜びにたえないところでもあります。

この新しい仕組みでありますけれども、地方版のハローワークをつくること、それから協定を結んで実効性あらしめる国・地方の協力関係をつくることなど、法律の中でも表現をされていまして、心強いところでもあります。ぜひ早期の成立を図っていただきたいと思っておりますし、この歴史的な転換に多くの方々から御協力をいただいて、いい仕事をそれぞれ

地方がやり、国がやり、これが今、低所得者の皆さんが貧困で悩んでいる、そういう貧困の連鎖があるという今の日本の大きな課題の解決に役立てばと考えております。

ただ、成立した後の話になるかもしれませんが、ぜひこの地方分権改革有識者会議でも、十分フォローアップをしていただきたいと思いますし、政務の皆様も含めて、なお一層のお力添えをお願い申し上げたいと思います。

そう申しますのも、法律ができたけれども、中身を実行しようと思ったら、使いづらい制度になっているということが往々にしてあるわけでございます。今回のケースで言えば、例えば情報がなければ職業のあっせんはできません。この情報につきましては、あえてオンラインの情報提供について法律上も表現していただき、これは大変感謝にたえないところでありますけれども、その中身がフルパワーで来ないとフルパワーの仕事ができないということです。今さら、同じ職業あっせんをするということでもありますので、国だ、地方だと壁を立ててもしょうがないわけでありまして、基本的には情報を共有するというのがあるあり方ではないかなと思います。

また、雇用保険の事務につきましても、今、いろいろと厚労省側でも御努力をいただいております。感謝申し上げますところではございますけれども、現実に雇用保険の仕事についても、ハローワークを地方で開設した場合に、それが本当にできることにならなければ、ハローワークに行っても意味がないと感じる若者たち、職業を求める方々が出てしまうという結果になりまして、結局は国民の不利益になります。その辺は、せっかく分権をして新しいハローワークの制度を地方レベルでもつくっていいということにするのであれば、そのこのところの担保をお願い申し上げたいと思います。

あと、お金のことも実は地方団体側の心配のあるところではございまして、今、現実には雇用保険特会などで賄われていることが多いと思いますけれども、そういう資金的なところが今後どうなるのか。また、場合によって地方財政対策の中できちんと100%措置されるのかどうか。その辺も今、不分明でございまして、成立後の課題にならうかと思っております。

そういう意味で、地方分権改革有識者会議の大きな成果として歴史に残るような内容になっていますけれども、せっかくつくったはいいいけれども、これを利用する人たちがいない、国民の利用には供されなかった、その前段階として都道府県がこれは開設しても意味がないということになってしまったということにならないように、最後の一踏ん張りでございますが、今後のフォローアップを分権改革の会議のほうでもぜひ行っていただけるとありがたいと思いますし、政務を含めて政府全体のフォローをお願い申し上げたいと思います。

あわせて、今回、約7割を超える地方側の要求が満たされた格好になっていまして、以前の分権改革から考えますと雲泥の差であり、皆様の御尽力が実った形になりました。そういう意味で、なお一層これを前に進めていくという意味で、ぜひ地方側のいろいろな申し出に対しまして、この後の議題になるかと思っておりますが、丁寧に対応していただく。各省庁とのコミュニケーションの場もセットしていただいたり、先生方にもお手を煩わせる

ことになりますけれども、いい御指導を今後もいただけるようお願いを申し上げたいと思います。ありがとうございました。

(神野座長) ありがとうございました。

今後の対応等々について、極めて生産的な御提案をいただきました。ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。どうぞ。

(小早川議員) 今、平井知事から詳しいお話がありましたハローワークの件は、本当に画期的なことであったと思います。私もかかわらせていただき、本当にできるのかなと思いましたけれども、関係者の皆様、それぞれの方面が、真摯に前向きに話し合いを積み重ねていただいて、よくここまで合意ができたと思っております。

今のお話にもありましたけれども、これは、そもそも石破大臣が言われたように、結局は利用者のためになるかということが最終的な評価の指標になります。だから、せっかくこうやって地方と国の分担と協力の枠組みができようとしているわけですので、いろいろ試行錯誤はあると思うのですけれども、細かいところでつまずいたりしないように、関係者の皆さんも、さらに前向きにやっていっていただいて、利用者の満足が得られるようにということを期待しております。

(神野座長) ありがとうございました。ほかはいかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、27年というか、これまでの関連したことについての議題はこの辺で打ち切らせていただきまして、また後ほど、関連して御発言があれば戻っていただいて構いませんので、次の議題に移らせていただければと思います。

続いて、議事の(2)「平成28年の提案募集の実施について」を審議したいと思います。初めに、平成27年の提案募集の取組の総括について、高橋部会長から資料4に基づいて御説明を頂戴できればと思いますので、よろしくお願ひします。

(高橋専門部会長) それでは、資料4に即し、平成28年の提案募集の実施に当たりまして、その議論の参考としていただくために、平成27年の提案募集の取組の総括について、私の所感を述べさせていただきます。

平成27年の提案募集の取組におきましては、7割を超える提案に対応できることとなりまして、大きな成果を上げることができました。そのうち、法律事項につきましては、関係法律を一括改正する第6次地方分権一括法案というのが先日閣議決定されたことを御紹介いただきました。平井議員も先ほど御発言されましたが、地方分権を適切に進める観点からは、ぜひ早期に成立させていただきたいということをお願ひしたいと思ひます。

ちなみに、このような成果につながった要因といたしまして、1ページに書いてございますが、主に3点挙げるができると思ひます。

まず第1に、提案募集方式も2年目に入りましたことから、1年目に比べまして提案のための準備や検討が充実するように、あらかじめ取組を進めたということがあろうかと思

います。

次に、事前相談におきましては、提案の背景、支障事例等の聞き取り、過去の経緯や関連制度の精査、そして予想される論点の事前整理、これらを事務局と提案団体との間で行っていただきました。

この結果として、地域の実情に即し、実際の支障事例を踏まえた説得力ある提案をもちまして関係府省へのヒアリングに臨むことができました。現に、多くの提案団体からは、「提案の趣旨や内容を理解してもらうことができた」とか、「提案の説得力や成熟度を増すことができた」、こういう声を寄せられています。

また、提案募集検討専門部会で取り上げる重点事項につきましては、あらかじめメルクマールを整理したことにより、地方からの提案の重点をわかりやすく示すことができました。すなわち、地方創生に資するもの、これまでの地方分権改革の取組を加速・強化するもの、住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議になじむもの、こういうメルクマールを挙げまして、これにより政府内の検討を円滑化することができたと考えております。

2 ページ目に参りますが、次に第2の要因といたしましては、地方側の頑張りというものをご挙げることができると思います。

平成27年度の取組におきましては、提案段階での共同提案に加えまして、提案団体と同様の支障事例を持ちます自治体に追加の共同提案を募りましたことで、共同提案が非常に充実いたしました。この結果、個々の支障事例や地域の実情を積み重ねることが重要であると改めて再認識することができました。

また、自治体みずからが検証し、提案する取組も効果的でした。例えば、これは雇用対策部会で検討していただいた案件でございますが、ハローワークにつきましては特区や一体的実施を自治体みずから検証し、提案していただくことによりまして、雇用対策部会における検討の促進・実現に大きく寄与したのではないかと感じています。

さらに、提案団体におかれましては、事前相談から年末の対応方針の閣議決定に至るまで、各種の照会、支障事例の詳細等に積極的に対応いただくなど、非常に粘り強く取り組んでいただきました。

これらの提案団体の精力的な取組に見られますように、これまでは行政の現場での違和感というのは、従来は中央に対する陳情となって現れるにすぎませんでした。しかしながら、現時点におきましては、多くの自治体はその解決策を提案するようになるところで分権が進んだと感じております。

第3の要因は、専門部会で時間をかけ、丁寧に議論をすることができたという点だと思います。部会では、各府省の局長級の幹部職員の参画をいただきました。特に2度目の府省ヒアリングに当たりましては、議論を正確にするため、本合同部会にもお示しした上で、部会の関心事項を事前に各府省に文書で提示するなど、一つ一つの項目について丁寧な議

論を行いました。このような各府省との粘り強い対話が大きな成果を生んだものと考えております。

そのほか、制度改正につながらなくとも、実際の支障事例に即した解決方策を生み出すことができたなど、提案募集方式の利点を生かした作業が定着してきたと考えております。

3 ページ目に参ります。次に、平成27年の提案募集の取組を通じて明らかになった課題について、大きく4点を申し上げたいと思います。

まず第1に、提案に関して、国から地方側にアンケートを実施するに際しまして、関係府省が行ったアンケートと事務局が行ったアンケートの結果が異なるということがございまして、検討課題だと感じております。これは、アンケートの趣旨・目的・項目の中に分権の観点が含まれていなかった場合や、地方公共団体の事務・事業担当課のみにアンケートがされて、地方分権担当課が内容を知らない場合があるなど、アンケートの実施方法が不統一であったことが原因であると考えられております。

具体的に申しますと、中心市街地活性化法における大規模小売店舗の立地に係る特例区域指定権限等の中核市への移譲という項目がございまして、これについてアンケートを実施しました。この点につき経済産業省は、権限移譲を望むか望まないかという質問形式によりまして、中核市の本店法の担当課に照会をいたしました。これに対し、内閣府と中核市市長会等は、権限移譲により重大な支障が生じるか否かという観点から、中核市の地方分権担当課を通じまして本店法の担当課に照会したため、結果が異なることとなったわけでございます。

第2の課題は、市町村からの提案が低調であったという点でございます。平成27年度取組では43都道府県から提案をいただいたのに対しまして、市町村では39団体からしか提案をいただくことができませんでした。

第3の課題でございますが、提案募集方式は平成28年度で3周目に入るということでございます。このような中、より多くの団体から新たな提案を持続的に提案していただくということが必要になっていると感じている次第でございます。

そこで、今後の持続的な提案のために、地方公共団体におかれましては以下の観点到留意して現場を再点検していただきたいと考えております。(3)でございます。

まず、既に地方分権の作業の俎上となった諸課題の中でも、社会情勢の変化の中で新たに提案対象とすることが可能となってきたものがあると考えられます。平成27年度の提案で具体的に申し上げますと、例えば水質汚濁物質の総量削減計画に係る国の同意の廃止、さらには診療所に係る病床設置許可権限の指定都市への移譲などがこのような項目に該当すると思います。

次に、社会情勢の変化に応じまして、地方公共団体が新たな施策にチャレンジしようとする場合に、従来までは桎梏と感ぜられていなかった制度が障害となるということがあるかと思っております。例えば、平成27年度の提案では、空き家への短期居住者等に旅館業法が適用されない場合の明確化、災害における放置車両の移動等に係る措置の拡大などがござい

ました。これらは、地方創生の施策を進めようとする際に、新しく障害と意識された制度でございまして、これにより改革を求められたと考えております。

第3番目に、業務公立の改善・合理化を達成する目的をもって事務事業を再検討した結果、改革の課題を見出すことが可能となった事例があると思います。平成27年度の提案では、施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和が、このような事例に該当すると考えております。

4ページ目に参ります。最後に、私どもにおきましても、引き続き充実した議論を行っていきたくと考えております。具体的には、提案の実現に向けまして、提案によって問題発見されたものを現場と提案募集検討部会・事務局とが共同して、制度改正の裏づけとなる立法事実までつないでいくことが重要だと考えております。

また、引き続きまして関係府省との粘り強い対話を通じまして、十分な論点の整理、対応の方向性の検討の充実を図っていく必要があると考えております。

締めくくりとして、フォローアップについて申し上げます。年末の対応方針の決定に向けて、平成26年度の提案及び平成27年度の提案のうち「引き続き検討を進める」ものについては、秋ごろまでに論点の整理をし、対応の方向性を検討していく必要があると思います。

昨年度、平成26年度の地方からの提案につきましては、先ほど三宅次長より資料3に即して御紹介がございました。このようなことを引き続き平成27年度につきましても行っていく必要があると思います。

さらに、そのほかの課題につきましても、三宅次長より参考資料という形で御紹介いただきました。このような作業につきましても、平成28年度にもぜひ実施していきたいと考えております。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。（神野座長） どうもありがとうございました。高橋部会長からは、平成28年の提案募集を進める前提として、27年の提案募集の取組につきまして総括をしていただいたところでございます。

続いて、事務局の三宅次長から、平成28年の提案募集の実施について、資料5に基づいて御説明いただければと思います。よろしく願いします。

（三宅次長） 私から、資料5に基づき平成28年の提案募集の実施につきまして、案というところで御説明申し上げたいと存じます。

◎にありますように、この提案募集の実施方針に基づきまして、平成27年の進め方を基本的に踏襲して、28年の提案募集も実施したいと考えているところでございます。

具体には、下の○にございますように、提案団体には引き続き事前相談を必ず行っていたくように依頼をしたいと考えてございます。高橋部会長からもお話がありましたように、こちらの事前相談で提案内容の精査、あるいは支障事例などについて、十分に私たちとも共有して提案につなげていきたいと思っております。

募集をいたしまして、追加の支障事例・共同提案を早期に照会をいたしたいと思ってお

ります。平成27年につきましては、中途段階から各団体に追加の照会をいたしました。これを提案募集が終わった直後に照会いたしまして、そこで取りまとめて各府省に提案の検討を要請する際にあわせて提示をしようというものでございます。各府省の検討におきましてもこうした追加の支障事例・共同提案といったものをあわせて御検討いただくことによって、より一層検討の充実資そうというものでございます。

具体的には、本日こうした実施方針につきまして御了承いただければ、明日からでも直ちに募集を開始いたしまして、6月の頭には終了するというところでございます。その後直ちに追加の照会をしたいというものでございます。

次の○が市町村からの提案の掘り起こしでございます。こちらでも部会長からお話がありましたような、市町村からの市町村提案団体がまだ少ないということでございまして、この3月に早速始めたいと思っておりますけれども、5月にかけて市町村の説明会を全国10ブロックにおきまして開催いたしたいと考えております。

市町村としては、指定都市からもいただいておりますし、豊田市さん、福井市さん、岐阜市さん、宇都宮市さんなどからもたくさんご提案いただいたところもありますけれども、まだ御提案いただいている団体もたくさんありますので、こうしたブロック説明会の場を通じまして、これまでの提案募集の成果でありますとか、日ごろ支障に思っていることについて、ぜひとも提案募集を利活用していただきたいと訴えていきたいと思っております。

次の○が近隣自治体との連携促進でございます。各種施策を連携して行っている近隣自治体は必ずどこにでもあると思っております。こうしたところと解決すべき地域の課題・制度の課題につきまして、十分にコミュニケーションを図っていただいて、提案につなげていただくように依頼をしたいと思っております。課題の共有、発掘、あるいは自治体の区域をまたいだ課題の発掘といった点で、ぜひとも日ごろの連携・連絡を一層図っていただければ、より提案の発掘につながるのではないかと考えるところでございます。

最後は、各種様式につきまして、地方の意見を踏まえて簡素化をしたいと考えているところでございます。部会長からお話がありましたアンケートにつきましては、検討に手戻りが出ないように対応してまいりたいと考えておりますので、また御報告いたしたいと思います。

それから、裏側の今後のスケジュールでございます。予定しておりますものを御説明申し上げますと、本日この会議で方針を決定いただければ、明日から事前相談・提案の受付を開始したいと思っております。5月23日には事前相談受付を終了しまして、本提案の受付が6月6日ということで考えてございます。その翌日から追加の照会をしまして、7月上旬にはまたこの会議を開催しまして、提案の概要の御説明、それから重点事項の決定をいただきまして、各府省への検討要請という運びを考えてございます。ここからまた専門部会の先生方にもお時間を頂戴することになるわけでございますけれども、各団体、各府省などからのヒアリングなどを経まして、各府省との調整に入って、11月下旬にまたこの会議で

方針案の了承をいただき、12月には対応方針の決定を迎えたいということで、平成28年の取組を考えてございます。また引き続き御指導、御指摘いただければ幸いです。

私からは以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました平成28年の提案募集の実施に関しまして、これは御意見が中心になりますが、委員の皆様方から御意見あるいは御質問を頂戴したいと思います。いかがでございますか。どうぞ。

(戸田議員) 要望から提案へというのは、本当に隔世の感があります。まずそのように思います。先ほども平井知事がおっしゃいましたけれども、地方版の職業安定所の関係も動きましたし、それから農地転用の権限の部分もありがたいなと思います。先生方に感謝を申し上げたいと思います。

そういう中、1点、町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止につきましては、平成30年中に同意の廃止を含め検討し結論を得るということになっています。引き続き検討ということで、提案の実現に向けまして御尽力いただきたいと思います。

支障事例を重視した提案募集のあり方につきましては、具体的な支障事例に拘泥すると、なかなか提案がしにくいという部分があるのではないかという気がいたします。規制緩和や事務改善については具体的な支障事例が効果的でありますけれども、国から地方への権限移譲については、地方が実務を行っていないということがありますので、具体的な支障事例を提出することが困難ということがあるのかなという気がいたします。低調な理由の一つがこれかなという気がいたします。

また、27年の提案のうち7割が実現できたということは、逆に3割が実現できなかったということでもあります。これらの提案につきましても、やはり地方からの声でありますので、地方の発意に根差した取組を推進するという提案募集の趣旨を踏まえていただいて、再度実現に向けて丁寧に対応していただければありがたいと思います。新たな支障事例や情勢変化ということを余り強調されると、再提案を躊躇せざるを得ないという声が聞こえているのも事実でございます。その辺、御配意をいただきたいなと思います。とりわけ、地方創生や一億総活躍、そのことの実現に資するものと判断される提案につきましては、積極的に再提案を逆に呼びかけていただければどうかなという思いがいたします。

それと、ブロックの説明会に入られるというお話がありました。それもいいことだなと思います。ただ、職員を対象ということではなく、トップのほうにもっと呼びかけていただきたいと思います。私どもトップの理解がもっと必要なのかなと思いますので、その部分を一緒に説明させていただければありがたいなと思っております。首長に理解いただくというのが一番いい有効ではないかなと思っております。

以上でございます。

(神野座長) ありがとうございました。現場のほうから声を頂戴して、ありがたい限り

でございますが、とりわけ支障事例の問題については、実際の現場に問題が生じていることを解決していくという方向を中心に分権を進めようという方針にもかかわってくるので、この提案募集方式に変えたときの重要なポイントですね。先ほどの提案団体の出席なども含めて事実関係はまず事務局のほうから説明していただき、それから部会長にコメントをいただきましょう。

(三宅次長) 新たな支障事例というお話をいただきまして、座長がお話しいただいたように、本当にこの支障事例のところは肝でございますので、再度御提案いただく際には、新たな情勢変化、新たな支障事例を求めさせていただいております。

今、例示にありましたような一億総活躍とか地方創生といったものにつきまして、それを進めていくに当たってのいろいろな支障が出てくるといったようなことが、まさに従来想定されなかった新しい支障事例ではなかろうかと思っておりますので、その辺、よくよくまた事前相談の段階で一緒に考えていきたいと思っております。どうぞお気軽にお話をいただければと考えているところでございます。

あと、部会への出席の件でありますけれども、平成26年は提案団体から提案の中身につきましてのヒアリングというものを専門部会でやっております、その際、提案団体に当然来ていただいて、直接部会の場でお話しいただいたのですけれども、平成27年につきましては、私ども事務局でまず提案団体さんからお伺いをし、その内容につきまして部会の先生方に御説明したという経緯でございます。事実関係としてはそういうことでございます。

(神野座長) ありがとうございます。

部会長のほうから何かコメントをいただければ。

(高橋専門部会長) 今の事実関係が私は正確に理解できていませんでした。しかしながら、まずは事務局ときちんと御相談いただいて、論点とか御提案の趣旨を精査していただいて、それを部会が受けとめるという形になっているということで、そこは必ずしも私どもが直接聞かないという趣旨ではございません。きちんと事務局と御相談していただいたものをこちらに御提案いただくということで受けとめさせていただいているという御趣旨を御理解いただければと思います。

それから、御指摘いただいた点は、重要なもので、確かに支障事例という話だと、それが重要な趣旨なのですけれども、ただ権限移譲については積極的にこういうことがプラスアルファであります、これができないのでという形でお話しされないと、なかなか御提案しにくいということはよくわかります。つまり、積極的にこういうことができないのがまさに支障なのですと、ここの御説明をきちんとブロック会議等でしていただくことで、より積極的な権限移譲につなげていただく工夫が必要なのかなと思っておりましたので、ぜひ事務局とも御相談して、御説明の仕方を工夫していきたいと思っております。

もう一つ、三宅次長もおっしゃいましたけれども、新たな情勢変化といった一番の肝が一億総活躍であるとか地方創生だと思っておりますので、そこは強調して御説明していただく

ということが重要ではないか、そういう問題提起をいただいたと受けとめております。この辺もぜひブロック会議と、それから説明資料などでも、そういうことが提案募集方式の趣旨で、ここをぜひ実現するために一緒に頑張りましょうという形での説明の仕方を、事務局とも相談しながら考えていきたいと思っております。誠に前向きな御提案をいただいて、ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。ただいま現場から頂戴いたしました御提案については、運用していく過程で事務局でも丁寧に配慮していただいて、専門部会でも、あるいは私どもでも御趣旨を忖度しながら対応していきたいと考えております。

ほかはいかがでございませうか。平井議員、どうぞ。

(平井議員) ありがとうございます。

今、戸田町長からお話があったことと大体ベクトルは一緒のようなお話であります。要は我々は、地方分権改革有識者会議に非常に期待をしております、これがもっともつと活発に動いて、いい成果が出てくればなという観点でのお話を申し上げておりますので、またぜひ前向きに捉えていただければありがたいと思っております。

今もいろいろお話を伺っていて、三宅次長の資料5のところで、市町村からの提案の掘り起こしとして、各ブロックで説明会を開催するというところであります。これは非常にいいことだと思うのですが、ぜひ都道府県にも頭のかたい人もいますので、都道府県も少し掘り起こしていただければ、一緒にありがたいなということでございます。

そのときの進め方は、転がしながらという神野座長のおっしゃるとおりなのですが、割とフランクな話し合いをしていただければ、今、高橋先生がおっしゃったような、要は支障事例といってもなかなか現場ではわかりにくいところもありますので、いろいろと意見交換をするような形で進めていただいたり、もしそういうこともできるのであれば、こちらのほうで事前相談をされるということではありますが、現場を見ていただきながら、内閣府でも、こういう主張があるのだなというのがわかっていただけるような、ちょっと出張して状況を見るということもあってもいいのかなと思っております。その辺も、転がしながらいう中で、ぜひ御配慮いただければなと思っております。

また、戸田議員からお話しいただきましたことをもう少し補足的に申し上げれば、私どもの地方団体側でよく聞かれる話として、しっかりやっけていただいているし、地方分権改革有識者会議は非常に評価が高いのですけれども、各府省間とのやりとりの中で非常にっつけんどんな感じにどうしても見えるのです。そのところがありますので、例えば専門部会等で団体の意見を聞くような場やあるいは他省庁とやりとりをするような場など、少しそういう機会も設けていただければ、納得性も得やすいところもあるかなということが1つございます。

それから、1次回答、2次回答といきますけれども、1次回答は、先ほどおっしゃったように、内閣府と各府省間でされるということですが、そういうところでどうしてだめになったかとか、第2次のほうも特にそうではありますが、最終回答でも、どのようなこ

となのかということの丁寧な御説明をいただけたり、場合によっては各府省間とまたやりとりを直接させていただくような機会があってもいいのかもしれませんが。それを次年度以降、全部シャットアウトされるとまた厄介でございまして、実はこういう観点で別の支障事例もあるのだよとか、この条文かと思っていただけれども、別の条文のほうが実は引っかかるということがわかってきたりとか、どうしても現場のほうは見えにくいところで動いておりますので、その辺を丁今後も御差配をいただければありがたいと思います。

また、対象につきましても、例えば地方団体が必ず関係しなければいけないかについては、地方団体の目で見てこれはどうかなというのもあって、その辺が現場からはどうしてもないまぜになって出てきます。そこのところをある程度柔軟に受け入れていただいて、規制緩和にかかわることもあるかもしれませんが、場合によっては、その地方だけで特区的に扱っていただいてもいいこともあるかもしれません。そういう手法も、分権改革の会議の中から少し振り向けていただいてもいいのかなと思います。

そうすると、要はワンストップサービスのこの地方分権改革有識者会議に話をすれば、あとは整理のことはよくわからない、つまり国の中の仕組みはよくわからないですね。役所では、地方団体プロパーの話かそうでないかを峻別されるかもしれませんが、地方団体側では見えにくいところもございまして、その辺はそうした対応をしていただけないかなと思います。

今、私ども、伊藤補佐官もお見えになって、政務の方にも大変お世話になったことを思い起こすわけではありますが、今回ハローワークについて小早川先生を初め、専門部会でお世話になりました。最終的な成果が出たのは、やはり具体の話を聞いていただく機会があったからだと思いますし、数字の検証ということも含めて、公平にやっていただけたという実感があるかたからだと思います。

さっき高橋部会長が御指摘されたことで、地方団体側への御注文はぜひ真摯に受けとめさせていただきたいと思いますけれども、おもしろかったのはアンケートの結果が異なってくるということでございます。統計というのは壮大なうそだという言葉もございまして、その辺を上手にそれぞれ霞が関流に使わせることもあります。今回ハローワークでも、我々のほうのアンケートと省庁側のアンケートで180度違うことが出てくるのです。それはアンケートのとり方とか、対象者とか、そういうところで大分変わってくるわけでございます。その辺の違いが出てくることだと思います。

そういう意味で、直接やりとりさせていただく場があって、今回のこの部会でも私どもは事実上こうですよというところで申し上げる場があったので、こういう結果につながっているのではないかなと思います。ぜひ直接のヒアリングについても御配慮いただければと思います。

今回、ハローワークを初め大きな成果があらわれたことに感謝を申し上げたいと思います。伊藤補佐官を初め、政務の方々にも動いていただいたからだと思います。バーナード・ショーが言っていますけれども、「わけのわかった人は世の中に自分を合わせようとする、

わからず屋は自分に世の中を合わせようとする、世の中が進歩するのはわからず屋のおかげだ」ということがございます。やはり問題意識を持って、いや違う、それは各省庁はこういうふうに言うけれども、違うことがある、現場は違うと。そのこのところをぜひ今後とも主張していただいて、政府内において分権の実を上げていただきますようお願いを申し上げます。

本当に今回もありがとうございました。次回もぜひいろいろとコミュニケーションをとりながら、いい成果が出るように地方団体側も一緒になってやっていきたいと思っております。よろしくようお願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。28年の提案募集を進めていく上で、その内容を充実させていくさまざまなメッセージをいただきましたので、事務局だけではなく、部会及びこの合同会議等々で生かすような方向で検討といいますか、運用面を考えたいと思っております。

ほかはいかがでございますか。どうぞ、大橋構成員。

(大橋構成員) 平成28年度の実施について、若干ヒアリングを行った経験から申し上げたいのですけれども、一つは、アンケートについては、これは各省庁が自由にアンケートをすると、アンケート項目を自由にたてるという問題点もありますし、また、国、県、市という所管課というか原課の間だけでコミュニケーションすると、やはりどうしても従来の運用に縛られるようなところがあります。ですから、アンケートする段階で、例えばこちらの事務局とアンケート項目について一度相談するというようなプロセスを設けるとか、聞く場合であっても、原課だけではなくて、自治体の例えば分権担当部局にも同時に照会をかけるとか、こういう返事をしましたということを一報入れてもらうというような形にすると、少しアンケートの内容とかも違ってくるのかなという印象を持っております。

2つ目は、市町村からの掘り起こしという点ですけれども、確かにこの委員会の一番のポイントは、制度を変えることができるか、法律改正につながるということであり、これは非常にメリットだと思うのです。けれども、いろいろお聞きしていますと、必ずしも法律を変えなくても、政令が少し変われば改善ができる、場合によって通達を変えてもらえば足りる、通達を変えなくても、通達の表現を少し言い方を変えてもらうだけでも変わる、場合によっては、市町村に誤解があつて運用をこういうことだと国から説明してもらえれば解決するということがあります。問題の原因が様々であり、どこにあるかがよくわからないようなところ

がありますので、制度改善ができるということは強調いただくとしても、それ以外には、法令改正以外のことで構いませんので、困っているということを広く意見提起してくださいというような形での掘り起こしをしていただくことが大事なかなと思っております。

それと、これだけ市町村から提案が少ないということは、市町村が国に改めてもらうということを考える場合に、どこが国の事項でどこが都道府県のことなのかというのがよく

わからないということがあるかもしれないと思ひまして、場合によっては、都道府県にお願いするようなことだと市町村からは見えているのだけれども、実際には都道府県は法令どおりにやっているの、国のほうに法令変更をお願いしなければいけないようなことがあるかもしれないので、困っていることの相談ぐらいから広く受け付けて、提案に結びつけていただくということも、場合によっては掘り起こしという活動の中には必要になってくるのかもしれないという印象を持っています。そういうところを少しお考えいただくのも大事かなと思ひました。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。ごもっともな内容で、非常に実り豊かなことだとは思いますが、この問題、分権をずっとやっているときに、どこを対象としてアンケートを実施するかは、最初に調整するほうがいいのかを含めて、事務局、今お答えできますか。検討していただいてどうかなという気もするので、ちょっとコメントをいただければと思います。

(三宅次長) 御指摘いただきましたように、都道府県なり市町村のどこに照会をするかということがまずやはり大きいと思ひます。分権課と原課に投げただけであれば、庁内全体の検討が行えるのではないかと思っております。

また、問いのほうも、どうしてこういうアンケートが行われているのかということから解きほぐしていただければ、よくよく自治体の中でも御理解が深まるのではないかなと思っておりますので、なるべく検討が手戻りにならないように工夫をしていきたいと思っております。またそうした点は部会長とも相談しながらやっていきたいと思ひます。

(神野座長) どうぞ。

(平井議員) 先ほど私が口火を切ったことに関連しているかもしれませんが、からくりを申し上げますと、この間、厚労省の関係で小早川先生にお世話になって、そうしたら厚労省さんがアンケートをとられるのですね。そのアンケートは、例えば労働とか担当の部局の担当者でとるわけですね。大体そういう役所の縦割りのルートがありますので、そこでとりますと、担当者は自分には予算権限がないものですから、これを引き受けても人がいないとか、お金がないとか、そういうほうに頭が行ってしまうわけですね。ですから、これは地方自治体トータルではやるべきだと考えていても、担当者は自信がないのでノーと答える。そういうときは必ず役所はノーと答えるのです。変えなくていいと。ですから、アンケートはどうしても消極的に出るのです。同じアンケートを首長まで上げてとりました。そうすると、9割賛成と出るわけですね。

こういうことが往々にして起こるのは、やはりアンケートというものを上手に活用される向きがあるものですから、アンケート結果だけを信用することはないのだろうと思っております。むしろ御疑問があつて、今の橋先生のようなことがあれば、例えば知事会なり、市長会、町村会なりも使っていただいて、要はセカンドレファレンスという形で補足のアンケートをさせていただいてもいいのかもしれない。

(神野座長) ありがとうございます。

谷口議員、どうぞ。

(谷口議員) お時間をいただき、ありがとうございます。

私もこのハローワークの検討部会で、今、平井議員がおっしゃったようなアンケートの問題を目の当たりにして、びっくりするとともに勉強になりました。

アンケート調査もそうですし、数字のデータもそうですけれども、ある意見を支えるためのデータや結果という場合には、どうしてもある部分を切り取ったり、調査自体が恣意性を持っていたりということはあろうかと思えます。

一つの対応としては、先ほど大橋先生からもお話があったように、アンケートなどを行う前に関係各所が調整や連絡をするということもあると思いますが、恐らく異なる主張を持った機関の間では、調整もなかなか難しい面があろうかと思えます。

また、今、平井議員がおっしゃったように、調査をする主体が誰かによって、同一の回答者でも答え方が変わる可能性もございます。つまり、国に聞かれているのか、自治体に聞かれているのか、メディアに聞かれているのか、はたまた全然関係ない人に聞かれているのかで、同じ人であっても回答が違ってきたりします。

そういうふうを考えますと、アンケートやデータの数字がひとり歩きするというのは怖いと思うところもありました。アンケートやデータの数字が出ることによって、印象ですとか議論がどちらに行くかというのが左右されるとリスクもあると思えます。

ただ、同時に、今回勉強させていただいたのは、多様な数字が出たほうがよいのかなと。数字がひとり歩きするということで、みんなが互いにけん制して数字が出なくなると、今度は判断材料が減ってしまうと思うのですね。支障事例も重要な判断材料だと思うのですけれども、支障事例も全体の問題をどれだけ代表しているのかわかりにくいですし、目立つ部分、大事な部分が出てきやすいと思われれます。支障事例の間で意味が対立する場合もあると思えますので、多様でも、対立していても、判断材料はあったほうがいいのかということも勉強させていただきました。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかはいかがですか。今の件は事務局のほうで調整していただいて。20年ぐらい分権改革をやっていますが、いつもこれですよ。どこの調査をしたのか、それはこういう調査だったのかということを知って、その中身を読ませていただくというのが普通なのですが、調整したほうがいいのかとかを含めて御検討いただくということかなと思えます。

ほかはいかがですか。どうぞ。市川議員。

(市川議員) 今回の総括、それから提案募集の実施についての案を読ませていただきまして、まず、総括は明確に課題等も出されておりました、非常によくわかったと思えます。特にこの中で述べられています陳情から提案というふうに、大きな流れが変わってきているということは、まさしく今回の議論を通して感じられるところでもあります。

そういう点からしまして、提案募集検討専門部会の皆様と事務局の皆様には本当に御苦

労があったと思います。粘り強い取組をされたと思いますので、その点に関しては本当に敬意を表したいと思います。そういう点からしまして、この平成28年度の実施案については、私たちは賛同させていただきたいと思います。

その中で非常に重要なのは、市町村のブロックの説明会という点、今までの議論の中でも、今何が起きているか、何をやろうとしているのか、そして自分たちがどういう問題があるのかということの気づきがまだまだ不足している部分があるかなと思います。特に市町村におかれましては、支障事例とか問題はわかるのだけれども、解決策とか提案というところまで高めていく部分での議論がなかなか進まないのではないかと思います。

そういう意味では、この説明会の内容等も、広く一般の方にも、どういう形で公開されているのかわからないのですけれども、やはりできるだけこういう動きをしているということを開示していただいて、そして各地方それぞれの中でも、地方の分権はもともと地域の住民の方、事業主の方の生活に直結しているわけですから、そういう点からしても、やはり地元の住民の方、事業主の方に一緒に入っていただけるような仕組みやある意味ではそれぞれの地域ごとに有識者のような機関など、そういう議論をする場があってもいいのではないかなと感じております。

そういう点からしまして、ぜひこういう議論を共有して、地元の人も含めて地方自治というもの、分権というものを進めていく必要があるなということを改めて感じております。

(神野座長) ありがとうございます。また進めていく上でもって、より身近な人々の声が反映できるような形で考えていただければと思います。

ほかはいかがでございませうか。どうぞ、勢一議員。

(勢一議員) 昨年度も提案募集の部会に加えていただきまして、先ほど高橋部会長から総括をいただきましたけれども、全く同じような印象を私も持っております。課題につきましては、先ほど議論になりましたけれども、アンケートの取り扱いというのは次年度も大きな問題になろうかと思っておりますので、ここは工夫しながら対応するということが大切であろうと思っております。

提案募集の実施、来年度の案につきましては私も賛同いたします。恐らく市町村からの提案が少ないというもう一つの課題につきましては、このあたりも掘り起こしを積極的にするということは大切だろうと思っております。

ただ、従来の行政慣行みたいなものが、ある意味、まだハードルになっているようなところもあるかなという印象を私は地方自治体と接して持っています。市町村が国に対して直接具体的な提案をするというような仕組みは、これまでほとんどなかったと思いますので、国との距離感にまだ慣れていないところがあるのかもしれない。市町村、基礎自治体の方とお話をしていると、とりあえず都道府県とコンタクトをとって、それで都道府県から国へというルートを想定している方が多いような印象を持っています。この新しい仕組みになれていただければ、もう少し提案も出やすくなっていくのかと思っております。

また、地方現場の支障を国が直接受けとめて制度改革をするというルートも、多分これまで余りなかったと思いますので、こういう形で経験を積み重ねていくことで、今後、制度がよりよく動くようになる部分もあるのではないかと私は期待しているところもございます。そういう点では、継続するということが大切であろうと思っております。

過去2年間、提案募集にかかわってきて、昨年度、部会で地方の頑張りに支えられたことを本当に実感しております。特に、共同提案を充実していただいた点ですとか、府省と交渉する段階で提案団体から継続的に御意見をいただいたり、支障事例の詳細を御説明いただいたりということは部会では非常に支えになったと思っています。次年度につきましても、引き続きお支えいただけるようお願いをしたいと思っておりますのでございます。

1点、先ほどの議論を伺っていて感じましたが、平井議員からハローワークの仕組みについてフォローアップの必要性を丁寧に御説明いただきまして、まさにそのとおりだと思いました。提案募集はそれ以外にたくさんものがありますけれども、新しく制度を変えたり、あるいは運用を変えたりしていったことが現場でうまく動いているのかについては、今後、フォローアップとフィードバックをできるような情報共有の体制とか、あるいは相応のルートを何らかの形で用意しておく必要があるかと思った次第です。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかはいかがでございませうか。野口構成員、どうぞ。

(野口構成員) 御発言の機会をありがとうございます。

分権の会議はいつも出席させていただくたびに、先生方のお考えを伺って、とても勉強になるのですけれども、今日も本当に勉強の要素がたくさんあった会議だと思っております。

中でも、資料4で高橋先生におまとめいただいた去年の総括というところを、去年の暑い夏、あったなと思い出しながら伺っていて、特に3ページの2の(3)に書いていただいたこの3つのポイントは、そのすぐ上にある市町村の提案の掘り起こしという点では、基礎自治体に向けての非常に大きな方向性を示すものであると受けとめております。同時に、提案を受ける専門部会のこちら側の心得としても、こういう3点の方向の中で出てくる提案なのだということを真摯に胸の中に刻んでおく必要があるのだろうなと思って、そこは非常に勉強させていただきました。また、どうぞ今後もよろしくお願いいたします。

(神野座長) ありがとうございます。

市川議員とか御提案いただいたもの全般で、もしも何かコメントがございましたらお願いできますか。

(三宅次長) 市町村の説明会の話をつたつたいただいております。都道府県の方にもというお話がありました。名前は市町村ですけれども、都道府県の方にもお声をかけておりますので、そういった意味で幅広く実施したいと思っておりますので、よろしくお願いし

ます。

市町村が直接国への提案に慣れていないというお話をいただきまして、こうした市町村の方にもこの説明会の場を通じまして、実はこの地方分権の事務局には、県や市の若手の職員にたくさん来ていただいております、そうした職員がまずは事前の相談を承りますので、そういう意味で非常に身近な人間がやっているということ、またこの市町村説明会の場でもお話をしまして、気軽にまず電話をしていただくということをPRしていきたいと思っております。

平井知事から相談のワンストップというお話がありましたけれども、最低限今申し上げられるのは、27年もやりましたけれども、いろいろ事前にいただいた中で、例えばこれは特区制度でなじむということであれば、そちらの窓口を紹介する。あるいは、規制改革のほうなじむのだということであれば、そういうことを紹介する。最低限そういったことはさせていただいております、そこからさらにどんなことができるかというのはまた検討が要りますけれども、現状はそういったことで御報告を申し上げたいと思います。

やりとりの途中経過がよく見えないということもいただきまして、実は首長さんと呼んでまでのことはやっておりませんが、担当者レベルでは事実上、いろいろな各府省の意見なりを我々の担当がまた各県の提案団体に伝えまして、そこからいろいろなフィードバックをいただいてやりとりをしているといった実態もございます。そうしたものがかなりの程度実現に向けて大きく寄与しているのではないかなと思っている次第でございます。

事実関係は以上でございます。

(神野座長) ほかに。伊藤構成員、どうぞ。

(伊藤構成員) 既にもう構成員の皆さんから御指摘いただいたこととかなり重複するわけですが、市町村からの提案の掘り起こしについては、今までかなり積極的に提案されている市というのが幾つかあると思いますので、そうしたところでどういうノウハウを持っているかということの情報共有が必要なのだろうと思います。これは市長会、町村会のほうでも御対応いただければと考えております。

それから、アンケートの問題ですが、これも大体ある提案に賛同している団体が多いか少ないかみたいな話になって、結局、水かけ論になってしまいます。このアンケートが各省との議論の材料として使われてしまうということがありますが、これは多いとか少ないということが必ずしも重要ではないということは明確にした上で、我々も提案に対して臨むということを改めて確認をしたいと思っております。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかはいかがでございますか。ひと当たり御意見を頂戴したと思います。どうぞ、小早川議員。

(小早川議員) 28年度に向けて建設的で地道な御発言がたくさんありました。私が申し

上げるのは、もう少し大ざっぱな、空中に舞い上がったような話になるかと思います。

この提案募集によって、今まで成果が上がってきています。それについて感覚的に申しますと、前提としては、いかに地方の事務が国の法令ないし国の制度で枠づけられているかということ、それを前提にした上で、そのような枠づけとしての国の制度を現場で使うときに、ここの部分は使い勝手が悪い、微調整したらもっといい成果が出るのにね、ということで、いわば国の制度のアジャストメントみたいな部分が多いのだろうと思います。それは大変大事なことで、行政に限らず民間企業でも現場からの提案の制度というのは恐らくそういう機能が大きいのだろうと思うのです。しかし、国と地方の関係という場合には、それだけではなくて、国の制度がのさばり過ぎているというのが、もう一つ、地方分権のもともとの着眼点ではあるわけですね。先ほどから出ている、権限移譲とか規制緩和がここでの話に乗りにくいというのは、多分そういうところと関係しているわけです。つまり、国が国の制度でやりますよというふうにもう最初から困り込んでいる、そのこと自体がおかしいのではないかという話は、このシステムではちょっと乗っかかりにくいところがあるかと思うのです。ただ、権限移譲にしても、県なり市町村なりでこれこれの権限を使って仕事をしているのだけれども、一つ抜けているので全体としてやりにくい、というような場合ですと、そこは支障が具体的な形で出てきて具体的な提案になってくるわけですね。そういう取っかかりもないことはないと思います。

そこで、話がざっぱなのですけれども、このシステムでこれからもしっかりやっこうとするときに、その辺にどこまで視野を広げて手を伸ばしていくのかということですね。できるところまではやっていったほうがいだろうと思いますけれども、提案募集という方式の限界というのももう一つあるわけです。

地方分権というのはこれからさらに永続的な仕事になるのだと思います。私が今言っているようなことは、従来のカテゴリーで言うと、義務付け・枠付けの緩和のほうになるわけですね。国の制度のアジャストメントだけではなくて、国の制度でやっていたものを地方の制度でやるようにしたらどうだという、基本的な切りかえみたいな話を、この提案募集の作業とどうつなげていくのか。あるいは、そのためのまた別の仕組みが必要なのか。これは今後の課題なのかなと思っております。

(神野座長) ありがとうございます。

御指摘のように、常にこの提案募集方式を進めていくのだけれども、その限界とか問題点を念頭に起きながら進めていきたいと思います。提案募集方式の支障事例が出てきたら、それは対応をするというような形で、常に相対化しながら進めていきたいと考えております。

部会長から何かコメントはありますか。よろしいですか。

(高橋専門部会長) はい。どうもありがとうございました。

(神野座長) 事務局から重ねて何か全体についてコメントがあれば。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。当面といいますか、皆様から平成28年の提

案募集の進め方について、事務局から提案していただいた方針をめぐって御議論を頂戴したわけですが、もう既に皆様方からも御指摘いただいておりますように、こうした事務局の方針に基づいてやっていくということについては異議がないというか、賛同するのだけれども、なおより充実し、あるいは限界等々を含めてそれを乗り越えていくということを考えつつやっていこうというようなお話だったと思いますので、一応この部会及びこの合同会議でもって、この方針については御承認というか、お認めいただいたということを前提に、何せこの方針から言うと、明日から進めることになっておりますので、今日御承認いただいた御提案とか御意見については、可能な限り事務局及び、場合によってはもう一度皆さん方に戻すような形で有効に活用させていただくということを前提にお認めいただいたということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

どうもありがとうございます。それでは、事務局の方針に基づいて今年も進めていただくということにさせていただいて、早速—明日から募集を開始するというので、これまでも事務局のほうには大変な御努力をいただいたのですけれども、一層充実したものに実現すべく、奮励努力していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、予定いたしました議事につきましては終了いたしました。

最後になりますけれども、大変お忙しい中を伊藤大臣補佐官にわざわざ万障繰り合わせて御参加いただいておりますので、最後にお言葉を頂戴できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(伊藤大臣補佐官) 石破大臣の補佐官を務めております衆議院議員の伊藤達也でございます。本日は、神野座長のもと、合同会議を開催していただきまして、ただいまも貴重な御議論を賜りまして本当にありがとうございます。にもかかわらず、本日は国会の審議が続いておりまして、大臣初め政務の人間が出席できず、私がおくれて代理としてお伺いをさせていただきまして、お許しを賜りたいと思っております。

石破大臣も国会で30年、私も20年議員としての仕事をさせていただいておりますけれども、まだまだ分権については課題が多いなということを実感いたしております。今年も、大臣を中心に気持ちを新たに分権についての取組をしっかりと行ってまいりたいと思っております。

今まで高橋部会長、あるいは事務方のほうからも御説明をさせていただいたと思いますが、今年につきましては募集を前倒しさせていただいて、同様に困っている事例や、あるいは共同提案を早期に照会できるようにしてまいりたいと思っておりますし、また大臣から強く、地方の方々に必要な情報を的確に伝えていくことが極めて大切なことだという指示も出ております。それを受けて、各ブロックで市町村の皆様方に対する説明会を開催させていただきます。市川議員からもお話をいただいておりますように、市町村の方々がやはり解決や提案に向けて意義ある取組をしていただくことが極めて重要でありますので、できるだけわかりやすく、そして地域の住民の方々にも身近に感じていただくことができるような

説明会を、私どもも一生懸命準備を進めていきたいと思っております。

知は現場にございます。地域の中に根差した提案が一つでも多く起きていくように、私どももそうした基本的な視点を大切に、そしてその提案を最大限実現できるように努力をしてみたいと思います。

明日から28年の提案募集の取組が始まりますけれども、引き続き議員の皆様方、そして構成員の皆様方に御尽力を賜りますよう、そして今回から戸田議員にも新たに御参加をいただいておりますので、町村の視点から積極的に御議論を賜りますことを心よりお願い申し上げまして、大臣の意も体した御挨拶にかえさせていただきたいと思っております。本日も本当にありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。熱い思いを込めてお話しただけのことに大変感謝する次第でございます。

まだ予定の時間を余しておりますが、議員の皆様方、構成員の皆様方に大変生産的に御議論を頂戴した上、最後まで熱心に御審議いただいたことに感謝しつつ、以上をもちまして本日の合同会議を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。